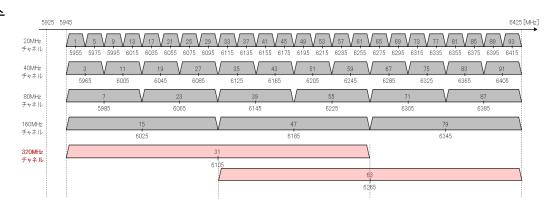
制度整備の概要

①広帯域無線LAN (IEEE 802.11be) の導入

- 2.4GHz帯及び5GHzは、 現行の技術的条件のとおり。
- 6GHz帯の技術的条件については、 新たに320MHz幅チャネルを2つ規定し、 現行制度と同等の総電力量となるよう、 空中線電力/e.i.r.p.値/帯域外漏えい電力を 規定することでの見直しを実施。



②6GHz帯LPI子局間通信の導入

テレビモニターへのミラーリングなど、6GHz帯においても、 親局の通信カバレッジ内であることを確認できる場合に、 屋内の環境で端末のみで構成された子局間の通信を可能とする。 そのために下記の見直しを実施。

- 標準既定の最も低い符号化レートを復調する信号強度を基準とし、子局間 通信が運用可能となるLPI親局の信号強度の閾値は、-95dBm/MHzとする。
- LPI親局カバレッジ外で通信が継続してしまうリスクおよび端末運用へのインパクトを最小限にすることを考慮し、子局間通信を運用中のLPIモードの親局の信号強度の確認頻度は、少なくとも4秒に一回とする。

③5.2GHz帯自動車内無線LANシステムの見直し

自動車内に持ち込まれる子局(既存のスマートフォン等の無線LAN機器)は、 e.i.r.p 値40mWの制限を課さず、e.i.r.p.値200mWのまま利用できるよう見直しを実施。

